

平成 18 年度 CDM / JI 事業調査

募集要項

1. 募集の概要

1997 年に開催された国際連合気候変動枠組条約第 3 回締約国会議(COP3)で採択された「京都議定書」では、温室効果ガスによる地球温暖化防止のため、日本は、2008 年から 2012 年の平均排出量を 1990 年レベルより 6%削減(同、先進国平均約 5%削減)することが定められました。京都議定書には、この削減目標を達成するため、柔軟措置として、「クリーン開発メカニズム(CDM)」や「共同実施(JI)」等の京都メカニズムが盛り込まれています。2005 年 2 月の京都議定書の発効を受け、削減目標の達成に向けた京都メカニズムの活用がより一層重要となっています。

財団法人地球環境センター(GEC)は、環境省の委託を受けて、平成 11 年度から、温室効果ガスの排出削減や吸収源強化に繋がると考えられるプロジェクトについてフィージビリティ(実現可能性)調査を実施することにより、将来、CDM/JI 事業として有望なプロジェクトを発掘するとともに、CDM/JI の仕組みに関する国内・国際ルールづくりに関する知見の獲得、炭素クレジット取得のための手法などの蓄積をおこなってきました。

今年度も、引き続き CDM/JI 事業として有望な案件について調査を行うこととし、調査案件を広く一般から募集します。

2. 昨年度募集との主要な変更点

今年度の調査案件採択にあたっては、本事業が、わが国の京都議定書目標達成のために必要とするクレジットの取得に資することを重視します。このため、CDM/JI 事業としての事業化実現性の高い案件、PDD作成が視野に入っている案件を優先的に採択します。

但し、類似案件への高い波及効果が期待できる方法論の開発を目指す案件、ホスト国における持続可能な開発に特筆すべき貢献が見込まれる案件については別途考慮することがあります。

また、ホスト国でのプロジェクト現場の確認、現地パートナーとの大枠の調整など基礎的な調査が完了していることが申請の要件となります。

3. 応募資格

本調査事業の応募者は、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する日本の団体であって、本調査を円滑に遂行するために必要な実施体制と資金についての十分な管理能力(ア.団体の意思を決定し、本調査に係る活動を執行できる組織が確立していること、イ.自ら経理し、監査することのできる会計組織を有すること、ウ.活動の本拠としての事務所を有すること)があることとします。

- (1) 民間企業
- (2) 民法法人、特定非営利活動法人(NPO)
- (3) その他、上記に類する団体であって本調査を円滑に遂行できると認められる団体

4. 調査内容

CDM/JI 事業としての実現可能性について調査を実施するとともに、有効化審査を目指した PDD を完成していただきます。新規・継続いずれでも応募は可能とします。

なお、一昨年以上前からの継続案件は、原則として採択しないものとします。

5. 採択要件

本調査事業の対象となる案件は、以下の要件全てを満たすものとします。

- (1) 温室効果ガスの排出抑制や吸収源の強化に資する技術をホスト国に移転すること等により、当該国の持続可能な開発に寄与するもの
- (2) 近い将来に具体的に排出削減量・吸収量を獲得でき、CDM/JI 事業として実現可能性があると見込まれるもの
- (3) 事業の実施に伴って、他の環境側面・社会側面に悪影響を及ぼすおそれのないもの
- (4) 調査実施国において、現地カウンターパート(政府、団体、企業等)が存在しているもの
- (5) 次のように CDM/JI としてプロジェクトの事業化の可能性が客観的に高いと認められるもの
 - ・ ホスト国において、既に基礎的な調査(現地視察等)を実施済みであり、その調査結果が良好なもの
 - ・ 方法論に関して具体的な検討がされているもの
 - ・ クレジットの獲得を前提とすれば事業の経済性が成り立つことが期待されるもの
 - ・ 具体的にプロジェクトの事業化を図る体制が整っているもの(実際に CDM/JI 事業を実施できる企業等が自ら調査を行うもの又は調査に協力しているもの等)

さらに、以下の要件を満たす調査案件は、優先的に採択することとします。

- (a) 次のいずれかの事業分野であること。
 - ・ 廃棄物の管理
 - ・ バイオマスの利用
 - ・ N₂O、HFC 等の排出抑制
- (b) 調査対象地域以外へも調査結果を普及できるもの

6. 調査事業の流れ

- (1) 提案書類提出
 - ・ 指定の様式に従って提案書類を提出していただきます。
- (2) 審査
 - ・ 提案書に基づいて、当該分野の専門家によって構成される「CDM/JI プロジェクト支援委員会」により審査が行われます(平成 18 年 6 月末を予定)。書面についての審査を基本としますが、事務局が必要と判断した場合は、審査に先立って、応募団体へのヒアリング等を実施します。
 - ・ 審査にあたっては、3. 応募資格及び 5. 採択要件を踏まえ、総合的に評価します。
- (3) 審査結果の通知
 - ・ 審査結果については、応募団体あて(提案書に記載のある住所)に封書で通知します(平成 18 年 7 月上旬を予定)。併せて、採択案件の団体名及び調査の概要を環境省から公表します。
 - ・ なお、採択/不採択の理由等についての問い合わせにはいっさい応じられません。
- (4) 見積書の提出
 - ・ 審査の結果採択された案件については、見積書を提出して頂きます。
- (5) 契約の締結
 - ・ 見積書の内容を精査した上で、調査費を調査団体と調整し、合意が得られたものについて(財)地球環境センター(GEC)が調査団体と契約を締結します。その後、調査を開始していただきます。契約内容等詳細については、別途お知らせします。

(6) 報告書の提出

- ・平成 18 年 11 月に中間報告を提出していただきます。
この中間報告の結果によっては、調査を打ち切る場合もあります。
- ・平成 19 年 3 月に最終報告書(日本語)とその概要版(日本語及び英語)、及び PDD(英語)とその概要版(日本語)を提出していただきます。これらの仕様については別途指示します。
- JI の場合、PDD の作成については JI 第 2 トラックの扱いに準じ、JI 監督委員会の今後の議論を踏まえて作成するものとします。

7. 調査期間

- ・契約締結日から平成 19 年 3 月中旬を予定しています。契約締結日は、平成 18 年 7 月中旬を予定しています。
- ・なお、調査費の支払いは、平成 19 年 4 月下旬頃の予定です。

8. 調査費用

- ・調査費は、調査実施及び調査結果の取りまとめに必要とされる経費とし、原則としてエネルギー起源 CO2 関連技術案件については 1 件あたり 2,500 万円、植林など非エネルギー等関連技術案件については 1 件あたり 1,000 万円をそれぞれ上限とします。
- ・調査費の金額は、積算金額に基づいて調査団体と調整した上で最終的に決定します。

9. 応募方法

(1) 提案書類の提出

- ・本応募要項及び別添の「提案に当たっての留意事項」を参照の上、指定の様式に従って必要な書類等を作成してください。必要な書類等は次のとおりです。

ア. 提案書(様式 1-1)	1 団体当たり 1 部
イ. 提案内容(様式 1-2)	} まとめて 20 セット (両面コピー、左端ホッチキス止め)
ウ. 調査費積算内訳(様式 2)	
エ. 提案団体の概要(様式 3)	
エ. 団体の参考資料	1 団体当たり 1 部
オ. 電子媒体(イ、ウのみ)	CD-R が望ましい
カ. 提案書受付通知用はがき	1 団体当たり 1 葉
- ・応募書類はすべて日本語で記入してください。
- ・応募様式は、(財)地球環境センター(GEC)のホームページからダウンロードし、必ず応募様式に従って記入してください。
- ・応募書類は、すべての項目について漏れなく記入してください。
- ・応募書類を送付したときは、電子メールで本件窓口までその旨連絡してください。(電子メールの件名は「応募書類送付の連絡」とし、本文中に団体名、調査名、担当者名及び連絡先を記入してください。)

(2) 受付期間

- ・提案書類の受付期間は以下のとおりです。
平成 18 年 4 月 18 日(火) ~ 平成 18 年 5 月 17 日(水)午後 5 時(必着)
- ・受付期間を過ぎての提出は無効となりますので、ご注意下さい(期限を過ぎて提出先に到着した書類は、いかなる理由であっても受け付けませんので、郵便、宅配便、バイク便等を利用される方は注意してください)。

(3) 提出方法

- ・必要となる応募書類を揃えたうえで、指定の受付期間内に必ず本件窓口まで提出してください。
- ・ファックス及び電子メール(インターネット)での提案書の提出は受け付けません。
- ・提出書類受領後の記入事項の修正、再提出や差し替えは認めませんので、内容をよく確認したうえで提出してください。
- ・応募書類に不備がある場合には、審査対象から除外される場合があります。

(4) 質問等

- ・疑問・質問については、電子メールで本件窓口までお問い合わせ下さい。(電子メールの件名は「問い合わせ」としてください。)
- ・回答については、電子メール又は(財)地球環境センター(GEC)のホームページにて行います。

(5) その他

- ・提出された書類等については返却いたしません。
- ・不採用となった団体の提案書類の内容はいっさい公表いたしません。

10. 調査結果について

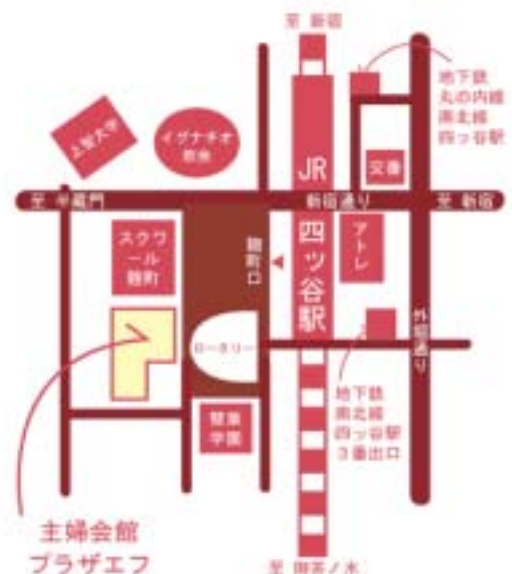
- ・採択された案件の調査結果は、インターネット等により広く公開することを前提としています。
- ・調査案件が事業化された際には、調査対象となったプロジェクトから発生するクレジットの全部又は一部の取引について、環境省と経済産業省がクレジット取得事業を委託する(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO 技術開発機構)と優先的に交渉していただく必要があります(具体的には事業を進めるなかで個別のご相談となります)。

11. 説明会

以下の日程により、東京と大阪において公募説明会を開催します。ご関心のある方は極力出席をお願いします。なお、出席に際しては、会場準備の都合上、開催日の前日までに下記申込方法によりお申込み下さい。

< 東京会場 >

- ・日時:平成 18 年 4 月 25 日(火)14:00 ~ 15:00
 - ・場所:財団法人主婦会館プラザエフ 7階カトレア
東京都千代田区六番町 15 番地
TEL:03-3265-8111
- 〔 JR 中央線「四ツ谷駅」麹町口前 徒歩約1分
地下鉄南北線/丸の内線「四ツ谷駅」 徒歩約3分 〕



< 大阪会場 >

- ・日時:平成 18 年 4 月 26 日(水)14:00 ~ 15:00
- ・場所:財団法人地球環境センター(GEC) 特別会議室
大阪市鶴見区緑地公園 2-110
TEL:06-6915-4121
(地下鉄長堀鶴見緑地線「鶴見緑地」駅下車徒歩 5 分)



< 説明会の申込方法 >

参加希望の団体については、ア. 参加会場、イ. 団体名、ウ. 参加者氏名、エ. 連絡先(電話番号又はメールアドレス)を明記の上、本件窓口まで、FAXまたは電子メールで申し込んでください。(電子メールの件名は「説明会参加申し込み(東京又は大阪を明記)」としてください。)

また、こちらから参加証等は発行しませんので、申し込まれた方はそのまま会場の方へお越し下さい。

12. 本件窓口

財団法人地球環境センター(GEC)事業部調査担当 佐野、窪田

〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園 2-110

TEL:06-6915-4121

FAX:06-6915-0181

e-mail: cdm-fs@gec.jp

http://gec.jp